

2005年4月1日
三井住友海上きらめき生命保険株式会社

謹んで地震災害のお見舞いを申し上げます。

このたびの福岡県西方沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、弊社では、被災されたお客さまのご契約について、下記の取扱いをすることとしておりますのでご案内申し上げます。

1. 地震による免責条項の不適用

地震による免責条項は適用せず、保険金・給付金の全額をお支払いいたします。

2. 災害救助法適用地域の特別取扱いについて

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6カ月間に延長いたします。

(2) 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

生命保険にご加入のお客さまからの被害のご連絡、お問い合わせは下記にて承っております。

お客さまサービスセンター
電話 0120-324-386 (無料)
受付時間・平日9時15分 ~ 17時